「改正]

第40条 (略)

(利用停止)

第 41 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(Xiに係る料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったXiに係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条、第 74 条の 2 及び第 77 条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのXiサービスの利用を停止することがあります。

(1)~(10) (略)

(11) 警察機関がXiサービスを用いた犯罪を防止するために契約者回線の利用を停止する必要があると判断した場合であって、警察機関から当社に対してその契約者回線に係るXiサービスの利用を停止する要請があったとき。

2~3 (略)

第9章~第14章 (略)

第1章~第7章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線 I Pアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1 (略)

第2 付加機能使用料

1 (略)

2 料金額

				料金額(月額)	
区 分			単 位	次の税抜額	
				(かっこ内は税込額)	
	(略)		(略)	(略)	
\±155\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	基本機能	(略)	(略)	(略)	
遠隔管理機能 (あんしんマネージャ		タイプD	基本額(1契約ごとに)	250円 (270円)	
-)	(略)	(略)	(略)	(略)	

第2表 (略)

「現行]

第1章~第7章 (略)

第40条 (略)

(利用停止)

第 41 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(Xiに係る料金その他の債務(この 約款の規定により、支払いを要することとなったXiに係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条、第 74 条の 2 及び第 77 条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その Xiサービスの利用を停止することがあります。

(1)~(10) (略)

2~3 (略)

第9章~第14章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線 I Pアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1 (略)

第2 付加機能使用料

1 (略)

2 料金額

2 村並設				
				料金額 (月額)
	Image: Section of the	分	単 位	次の税抜額
				(かっこ内は税込額)
	(略)		(略)	(略)
<b>法厄尔</b> 亚松化	基本機能	(略)	(略)	(略)
遠隔管理機能				
-)	(略)	(略)	(略)	(略)

第2表 (略)

第3表 国際アウトローミング利用料

- 1 (略)
- 2 料金額

 $2-1\sim 2-2$  (略)

2-3 データ通信モードに係るもの

 $2-3-1\sim 2-3-2$  (略)

2-3-3 X i ユビキタスに係るもの

1 セッションごとに

 料
 金
 額

 1課金対象パケットごとに 0.2 円

2-4 (略)

第4表~第6表 (略)

別表1 (略)

#### 別表 2 付加機能

種類	提供条件
1~29 (略)	(略)

- 30 遠隔管理機能(あんしんマネージャー)
- (1) 基本機能

当社のインターネットホームページ等から、次のア又はイ に定める機能のうち、契約者が選択した機能に係る操作 を行うことができる機能をいいます。

ア〜ウ (略)

- <u>エ</u> この機能を利用している契約者 (タイプDを選択している 者に限ります。) は、次に定める機能を利用することができます。
- (ア) おまかせロック設定機能

第78条の4(おまかせロック等)に規定するおまかせロック及びに端末ロックに係る一部の操作を、その契約者が他のFOMA及びXiに係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。

(イ) ドコモ接続設定機能

特定端末設備において、sp モード機能及び第 74 条 (無線 I Pアクセスサービスの利用等) に規定する無線 IP アクセスサービスに係る一部の操作を、その契約者が他のFOMA及びXiに係る操作と合わせて行うこと。

(ウ) 電話帳設定機能

特定端末設備において、当社が設置した電気通信設備(当社が定めるものに限ります。)に保存されたデータの受信に係る操作を、その契約者が他のFOMA及び

(1) (略)

(3)~(4) (略)

(2) 遠隔管理機能には、タイプA (i モード機能 (14 欄に規 定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。) の提供を受けているものに限ります。)に接続されている当社 が定める端末設備(特定端末設備を除きます。)に限り利 用することができます。) とタイプ B (sp モード機能 (8 欄に 規定するものをいいます。以下、この欄において同じとしま す。) の提供を受けているものに限ります。)、moperaU機 能(2欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同 じとします。) の提供を受けているものに限ります。) 又は (ビジネス mopera インターネット機能 (4欄に規定するも のをいいます。以下、この欄において同じとします。) の提供を 受けているものに限ります。) に接続されている特定端末設 備に限り利用することができます。)、タイプ C (i モード機 能、sp モード機能、moperaU 機能又はビジネス mopera インターネット機能の提供を受けているものに限ります。)に 接続されている端末設備(当社が定めるもの(タイプ A 又 はタイプ B に係るものを除きます。) に限り利用することができ ます。) 及びタイプD (sp モード機能の提供を受けている ものに限ります。) に接続されている端末設備(当社が定め るもの(タイプA、タイプB又はタイプCに係るものを除きま す。)に限り利用することができます。)があります。

- 第3表 国際アウトローミング利用料
- 1 (略)
- 2 料金額

 $2-1\sim 2-2$  (略)

2-3 データ通信モードに係るもの

 $2-3-1\sim 2-3-2$  (略)

2-3-3 X i ユビキタスに係るもの

**米百** 

1 セッションごとに

提供条件

 料
 金
 額

 1課金対象パケットごとに 0.5 円

2-4 (略)

第4表~第6表 (略)

別表1 (略)

別表 2 付加機能

性 規	<b>延洪采</b> 什
1~29 (略)	(略)
30 遠隔管理機能(あんしんマネージャー)	(1) (略)
(1) 基本機能	(2) 遠隔管理機能には、タイプA(i モード機能(14 欄に規
当社のインターネットホームページ等から、次のア又はイ	定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。)
に定める機能のうち、契約者が選択した機能に係る操作	の提供を受けているものに限ります。)に接続されている当社
を行うことができる機能をいいます。	が定める端末設備(特定端末設備を除きます。)に限り利
ア〜ウ (略)	用することができます。) とタイプ B(sp モード機能(8 欄に
	規定するものをいいます。以下、この欄において同じとしま
	す。)の提供を受けているものに限ります。)、moperaU機
	能(2欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同
	じとします。)の提供を受けているものに限ります。) 又は
	(ビジネス mopera インターネット機能(4欄に規定するも
	のをいいます。以下、この欄において同じとします。) の提供を
	受けているものに限ります。)に接続されている特定端末設
	備に限り利用することができます。)及びタイプ C (i モード
	機能、sp モード機能、moperaU 機能又はビジネス
	mopera インターネット機能の提供を受けているものに限りま
	す。) に接続されている端末設備(当社が定めるもの(タイ
	プA又はタイプBに係るものを除きます。)に限り利用するこ
	とができます。) があります。
	(3)~(4) (略)

#### X i に係る操作と合わせて行うこと。

(エ) ブラウザ利用制限機能

sp モード機能において、当社が指定する方法に限り情 報を受信できるようにすること。

(オ) 遠隔初期化機能

特定端末設備に記録されたデータを消去するための情 報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるよ うにすること。

(カ) 遠隔カスタマイズ機能

特定端末設備の機能制限等をするための情報を自動 的に取得するために必要な情報を受信できるようにするこ と。

(2) 追加機能

この機能を利用している契約者 (タイプ B、タイプ Cを (8)~(15) (略) 又はタイプD選択している者に限ります。)は、閉域接続 機能 (第11種接続装置 (専用回線等接続サービス契 約約款に規定するイーサネット接続用に係るものであって、 当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同 じとします。)を介して、特定端末設備に係る遠隔管理 機能に関する操作を行うことができるようにする機能をいい ます。)を利用することができます。

- (5) ドコモ接続設定機能及びブラウザ利用制限機能について は、タイプ A に係るものは i モード機能、タイプ B、タイプ C 及 びタイプDに係るものは sp モード機能の提供を受けている契 約者に限り、利用することができます。
- (6) 電話帳設定機能については、タイプ A に係るものは i モー ド機能、タイプBに係るものはspモード機能、moperaU機 能又はビジネス mopera インターネット機能、タイプ Dに係る ものは sp モード機能の提供を受けている契約者に限り、利 用することができます。
- (7) 一斉同報機能については、タイプ A に係るものは i モード 機能、タイプ B に係るものは sp モード機能 moperaU 機能 又はビジネス mopera インターネット機能の提供を受けている 契約者に限り、利用することができます。
- (16) (15)によるほか、契約者(タイプ B 及びタイプ C の提供 を受けている者に限ります。)は、契約者回線に接続されて いる端末設備について、アプリケーション(当社が定めるもの に限ります。) の設定を行うことができます。
- (17) (略)
- (18) (17)の規定によるほか、契約者は、閉域接続機能を利 用するときは、当社が定める方法によりあらかじめ契約者識 別番号を登録していただきます。
- (19) 閉域接続機能を利用するときは、(18)の規定により登 録した契約者識別番号の数に応じて、料金表第1表第2 に規定する加算額の支払いを要します。
- (20) (略)
- (注)(20)に規定する当社が別に定めるところは、「あんしんマ ネージャーサービス利用規約」に定めるところによります。

(2) 追加機能

この機能を利用している契約者 (タイプ B 又はタイプ C を選択している者に限ります。) は、閉域接続機能(第 11 種接続装置(専用回線等接続サービス契約約款に 規定するイーサネット接続用に係るものであって、当社が別 に定めるものに限ります。以下この欄において同じとしま す。)を介して、特定端末設備に係る遠隔管理機能に関 する操作を行うことができるようにする機能をいいます。)を 利用することができます。

- (5) ドコモ接続設定機能及びブラウザ利用制限機能について は、タイプ A に係るものは i モード機能、タイプ B 又はタイプ C に係るものは sp モード機能の提供を受けている契約者に限 り、利用することができます。
- (6) 電話帳設定機能及び一斉同報機能については、タイプA に係るものは i モード機能、タイプ B に係るものは sp モード機 能 moperaU 機能又はビジネス mopera インターネット機能 の提供を受けている契約者に限り、利用することができます。

(7)~(14) (略)

- (15) (14)によるほか、契約者 (タイプ B 及びタイプ C の提供 を受けている者に限ります。) は、契約者回線に接続されて いる端末設備について、アプリケーション(当社が定めるもの に限ります。) の設定を行うことができます。
- (16) (略)
- (17) (16)の規定によるほか、契約者は、閉域接続機能を利 用するときは、当社が定める方法によりあらかじめ契約者識 別番号を登録していただきます。
- (18) 閉域接続機能を利用するときは、(17)の規定により登 録した契約者識別番号の数に応じて、料金表第1表第2 に規定する加算額の支払いを要します。
- (19) (略)
- (注)(19)に規定する当社が別に定めるところは、「あんしんマ ネージャーサービス利用規約」に定めるところによります。

別表3~別表7 (略)

別表3~別表7 (略)

## 別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	}	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードこより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ 通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(暗各)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(暗各)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ッ 5 パ 地	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

# 別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

(通話モード文		できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分 Eモード又は 64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミング 電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグル				
			通話モード	64kb/s デジタ ル通信モード	データ通信モード	ショートメッセー ジ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(田各)	(略)	(略)	(略)	(甲各)
アジア地方	(略)	(暗答)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ッパ地	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

_		ı					
		ドイツ連邦共和国					
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	_		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	アフリカ地方	ケニア共和国	Telkom Kenya Limited	<u>△7</u>	1	<u>△</u> A <u>△</u> ● <u>△</u> Ⅲ	$\triangle$
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				(略)			

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 4 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ 提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

## 2 (略)

## 別表 9 (略)

附 則 (平成 29年2月23日経企第1709号)

(実施期日)

1 この改正規定は平成 29年3月1日から実施します。

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

		E-Plus Mobilfunk GmbH & Co.KG	<u>5</u>	<u>2</u>	<u>A</u>	<u>O</u>
	ドイツ連邦共和国				<u>II</u>	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	ケニア共和国					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	)			

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 3 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ 提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

「改正] 「現行] 第1章~第7章 (略) 第1章~第7章 (略) 第51条~第52条 (略) 第51条~第52条 (略) (利用停止) (利用停止) 第53条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(そのFOMAサービスに関する料金そ 第53条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(そのFOMAサービスに関する料金そ の他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったFOMAサービスに関する料金又は工事費若しくは割増金等の料 の他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったFOMAサービスに関する料金又は工事費若しくは割増金等の料 金以外の債務をいいます。以下この条、第88条の4及び第89条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債 金以外の債務をいいます。以下この条、第88条の4及び第89条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債 務が支払われるまでの間)、そのFOMAサービスの利用を停止することがあります。 務が支払われるまでの間)、そのFOMAサービスの利用を停止することがあります。 (1)~(10) (略) (1)~(10) (略) (11) 警察機関がFOMAサービスを用いた犯罪を防止するために契約者回線の利用を停止する必要があると判断した場合であっ て、警察機関から当社に対してその契約者回線に係るFOMAサービスの利用を停止する要請があったとき。 2~3 (略) 2~3 (略) 第53条の2 (略) 第53条の2 (略) 第9章~第14章 (略) 第9章~第14章 (略) 料金表 料金表 通則 (略) 通則 (略) 第1表~第3表 (略) 第1表~第3表 (略) 第4表 国際アウトローミング利用料 第4表 国際アウトローミング利用料 1 適用 (略) 1 適用 (略) 2 料金額 2 料金額 2-1~2-2 (略) 2-1~2-2 (略) 2-3 パケット通信モードに係るもの 2-3 パケット通信モードに係るもの 2-3-1 (略) 2-3-1 (略) 2-3-2 FOMAユビキタスに係るもの 2-3-2 FOMAユビキタスに係るもの 1 セッションごとに 1 セッションごとに 料 金額 料 金 額 1課金対象パケットごとに 0.2円 1課金対象パケットごとに 0.5円 2-4 (略) 2-4 (略) 第5表~第7表 (略) 第5表~第7表 (略) 別表1~別表8 (略) 別表1~別表8 (略)

# 別表 9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ 通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ッ: i パ 地 i	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

## 別表 9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

		利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分 (通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミング に係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグル ープ				
			通話モード	64kb/s デジタ ル通信モード	データ通信モード	ショートメッセー ジ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(田各)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(暗)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ッパ地	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	ドイツ連邦共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アフリカ地方	ケニア共和国	Telkom Kenya Limited	<u>△7</u>	1-1	<u>△ A</u> <u>△ ●</u> <u>△ Ⅲ</u>	$\triangle$	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)						

<sup>(</sup>注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 4 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ 提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

附 則 (平成 29年2月23日経企第1709号)

(実施期日)

1 この改正規定は平成29年3月1日から実施します。

(経過措置

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった FOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

		E-Plus Mobilfunk GmbH & Co.KG	<u>5</u>	2	<u>A</u> <u>●</u>	<u>O</u>
	ドイツ連邦共和国				<u>II</u>	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(暗答)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	ケニア共和国					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	)			

(注)通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成29年3月31日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)